



第79回

定時株主総会招集ご通知

日時 2016年8月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 当社株式の大量買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットによって議決権をご行使いただけます。

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2016年8月25日（木曜日）午後6時まで



宝印刷 株主情報ウェブサイト

「SRコミュニティ」をオープンしました。

パソコン・スマートフォン・タブレット
からご覧ください。

▶ <http://www.takara-print.co.jp/sr/>



 **宝印刷株式会社**

証券コード：7921



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。

当社2016年5月期の業績は、純利益が過去最高の実績となるなど、「新・中期経営計画2017」で掲げた2017年5月期の最終目標売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益を、1年前倒しで達成いたしました。この結果、株主の皆様には、公表いたしましたとおり、年間配当金50円（中間配当25円、期末配当25円）の配当を実施することができました。

なお、2017年5月期の目標は、2016年5月期の業績が大型案件の受注獲得等によるものであったことを勘案し、当初掲げた目標からの変更はございません。

第79回 定時株主総会招集ご通知

記

日時

2016年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所


東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン3階 富士の間
（末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項 (1) 第79期（2015年6月1日から2016年5月31日まで）事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第79期（2015年6月1日から2016年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

- 当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（2頁、詳細は7頁から10頁まで）をご参照のうえ、郵送またはインターネット等の電磁的方法により2016年8月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** : <http://www.takara-print.co.jp/>

宝印刷

検索

現在、当社の事業環境においては、外部環境に起因する様々な課題がございますが、政府の「日本再興戦略2016」において議論されている「株主総会プロセスの電子化」もそのうちの一つです。

この対応の一環として、この度、お客様のディスクロージャーを支援する立場である当社自身の開示において、商標登録しております「シェアホルダーリレーションズ」(SR)を冠した株主情報ウェブサイト「SRコミュニティ」を、株主の皆様との対話の質の向上を目指し、新たに開設いたしました。

今後は、この「SRコミュニティ」を軸に株主の皆様との対話の質の向上を図るべく、招集ご通知だけではなく、株主通信、株主優待情報、アンケートなど、株

主の皆様には有益な情報を随時更新、発信してまいります。

引き続き2017年5月期の目標達成に向け、「グローバルなファイナンシャルサポート企業」、「ディスクロージャー&IRのオンリーワン企業」を目指し、業績の維持拡大に向けて全社一丸となって努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

*「SRコミュニティ」の詳細は、後記7頁から10頁までの「議決権行使のご案内」をご参照ください。

2016年8月4日

代表取締役社長 堆 誠一郎

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2016年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合



■ 郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限：2016年8月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



■ インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使期限：2016年8月25日（木曜日）
午後6時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

招集ご通知

第79回 定時株主総会招集ご通知 目次

P1 第79回 定時株主総会招集ご通知

P7 議決権行使のご案内

マンガでご覧いただけます。

編集方針

本年の招集ご通知は、株主の皆様にとって読みやすく、わかりやすい工夫を施して作成しております。またコーポレートガバナンス・コード*の主旨に沿って掲載順を整理し、情報を拡充。株主の皆様との対話を意識し、ディスクロージャーのパイオニアである当社独自の視点で編集を施しております。

※上場企業が実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、企業価値向上を目指すための主要な原則を取りまとめたもの。

▲ IKEBUKURO STATION

P11 株主総会参考書類

P11 第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって任期満了となる取締役8名の選任案を上程しています

2016年5月期は全22回の取締役会を開催し、企業価値の向上に取り組んだ結果、前期比増収増益となりました。2017年5月期も現任の取締役8名を候補者として選定し、上程いたします。各候補者の選定理由は13頁から16頁にてご説明しています。

▲ SHAREHOLDER

P17 第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する 対応策（買収防衛策）継続の件

ディスクロージャー、IRを中心とした公益性の高い事業を営む当社の社会的役割・使命に鑑み、買収防衛策を継続します

ここでは買収防衛策の継続について詳細にご説明しています。継続後の有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2019年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間としています。

P32 (添付書類) 事業報告

P32 1. 会社の理念・方針と資本政策等の状況

P32 1 経営理念

P32 2 主な事業内容と製品区分等

P34 3 資本政策

当社はディスクロージャーとIRに強みを持つ専門印刷会社です

経営理念をはじめ、ディスクロージャーとIRに強みを持つ専門印刷会社である当社のビジネスモデルをまとめています。また、資本政策については、当社が認識している今後の事業環境の変化とそれに対する資本の配分について株主の皆様にご理解いただきたく、詳しくご説明しています。

P36 2. 当社グループの現況

P36 1 経営戦略および事業計画

P37 2 事業の経過およびその成果

P39 3 財産および損益の状況

P40 4 対処すべき課題

2016年5月期の業績は増収増益となりました

当社は現在2017年5月期を最終年度とした「新・中期経営計画2017」を遂行中です。

当連結会計年度は決算・開示支援等のコンサルティングの受注の増加などにより増収増益となり、純利益が過去最高の実績となりました。こちらでは当連結会計年度の業績と目指す姿、今後の課題などについてご報告しています。

P41 3. コーポレート・ガバナンスに 対する考え方および体制

- P41 1 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針
- P41 2 コーポレート・ガバナンスの体制と運営
- P43 3 業務の適正を確保するための体制および運用状況
- P47 4 会社の支配に関する基本方針

コーポレート・ガバナンスの充実に努めています

監査役会設置会社である当社の取締役会の人数は8名で、そのうち2名は独立社外取締役です。また、監査役会は3名で、そのうち2名は独立社外監査役です。「ステークホルダーに対する企業価値向上」の実現を基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実に努めている当社の体制をご説明します。

P49 4. 株式の状況

P50 5. 役員の状況

- P50 1 役員選定の方針および手続
- P50 2 独立社外取締役の独立性に関する基準
- P51 3 取締役および監査役の氏名等
- P52 4 社外役員の活動状況
- P53 5 役員報酬

当社役員に求められる資質や選定基準に則った人物を選定しています

当社取締役、監査役のご紹介や選定方針、報酬に関する情報を記載しています。公益性が高い当社の事業内容から、当社役員には、社会的存在価値と企業価値の向上のために責任ある経営を担える人物を選定しています。

P53 6. 会計監査人に関する事項

- P53 **1** 会計監査人の名称
- P54 **2** 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- P54 **3** 非監査業務の内容
- P54 **4** 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- P54 **5** 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための基準

P55 連結計算書類

P57 計算書類

P59 監査報告書

宝印刷
総会会場

HOTEL METROPOLITAN TOKYO IKEBUKURO ▲

インターネット開示に関する事項

以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takara-print.co.jp/ir/>) に掲載していませんので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
2. 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

コーポレートガバナンス・コード対応表

本招集ご通知上でのコーポレートガバナンス・コードへの対応状況を示しています。

コーポレート ガバナンス・ コード 該当項目	本招集ご通知での記載	参照頁
原則1-2	株主総会における 権利行使に係る適切な環境整備	2、7-10
原則1-3	資本政策の基本的な方針	34
原則1-4	政策保有株式に関する方針、 議決権行使の基準	35
原則1-5	買収防衛策	17-31、 47-48
原則2-1	経営理念の策定	32
原則3-1(i) 原則5-2	経営理念・経営戦略・経営計画	36
原則3-1(ii)	基本的なコーポレート・ガバナンス の考え方・基本方針	41
原則3-1(iii)	役員報酬決定の方針・手続	53
原則3-1(iv)	役員候補の指名の方針と手続	11、50
原則3-1(v)	役員候補の個々の指名理由	13-16
補充原則3-2①(i)	監査役会が会計監査人を適切に 選定し適切に評価するための 基準の策定	54
補充原則4-1①	経営陣に対する委任の範囲の概要	42
原則4-3	内部統制システムの適切な整備	43-46
原則4-8	独立社外取締役の構成、有効な活用	42
補充原則4-8①	独立社外役員会議	43
原則4-9	独立社外取締役の独立性の判断基準	11、50
補充原則4-11①	取締役会全体としての 知識・経験・能力のバランス、 多様性・規模に関する考え方	11、42
補充原則4-11②	社外取締役・社外監査役の 他の上場会社の役員の兼任状況	51-52
補充原則4-12①	取締役会の審議の活性化	42

議決権行使のご案内

1 株主の皆様大変お世話になっております

宝印刷です

いつもありがとうございます!

ぜひとも株主総会にご出席いただきたく

ご案内申し上げます

2 しかし現実問題として…

別の予定があるんだよなあ…

遠くに行くのが大変なのよ

当日のご参加が難しい株主様もいらっしゃいますよね？

3 そのような株主に

ご活用いただきたいのが…

4 郵送やインターネットによる議決権行使です!!

外出先からでも!!

ご自宅からでも!!

議決権行使していただけるとても便利な手段です!!

5 方法はこちらの2つ!

郵送

インターネット

6 面倒な手続きがあるんじゃないの？

実はとても簡単なんです!!

7 郵送の場合

議決権行使期限
2016年8月25日(木曜日)
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示ください。

ポストに投函していただくだけです

8 インターネットの場合



※上記全てのデバイスからご利用いただけます。

宝印刷 株主情報ウェブサイト
「SRコミュニティ」から

議決権行使ウェブサイトにアクセスいただけます。

<http://www.takara-print.co.jp/sr/>

議決権行使期限
2016年8月25日（木曜日）
午後6時まで

どこからでも
手軽にご利用
いただけます



9 ※議決権行使ウェブサイトをご
直接ご利用いただく場合は下
記アドレスをご利用ください。

<https://www.web54.net/>



※「SRコミュニティ」・「議決権行使ウェブサ
イト」をご利用いただくにあたり、プロバイダー
への接続料金や通信事業者への通信料金
については株主様のご負担となります。

10 宝印刷 株主情報ウェブサイト
「SRコミュニティ」は2016年8月に
立ち上げた新たな株主様用の
コミュニケーションウェブサイトです。

一
年
生



です！

11 株主の皆様との
対話のきっかけと
なるようなコンテンツを
随時アップデート
していきます

株主優待情報

動画配信

株主総会情報

アンケート



12 宝印刷って
こういう会社
なのか！

こんなことも
やっているのね

パソコンはもちろんスマート
フォンからもご利用いただける
ウェブサイトです。お気軽に
アクセスしてください




13 でも…
アクセスのやり方で
手間取るのよね

とても簡単な
アクセス方法を
ご案内します



14 QRコード読み取り機能の
ついたスマートフォン・
携帯電話からは




※実際に
ご利用
いただける
コードです

↑こちらを画面に写すだけで
アクセスいただけます。


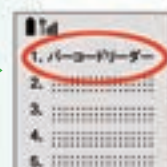
15 QRコード読み取り機能を立ち上げます。

スマートフォンの場合（一例として）



ツール一覧から該当アイコン
にタッチするだけです。

携帯電話の場合（一例として）

- 機能一覧から「便利ツール」を押す。
- 「便利ツール」一覧から「バーコードリーダー」を押す。

16 ↑こちらのコードにカメラレンズを
かざしていただくと……



「SRコミュニティ」アドレスが
表示されます。


17 スマートフォンならアドレスにタッチ
携帯電話なら決定ボタンを押すだけでアクセス完了！

本当だ！
宝印刷のサイト
が出たわ！

「SRコミュニティ」の
トップページに議決権行使
ウェブサイトへのリンクを
設けておりますのでそちらを
クリックしてください

18 議決権行使ウェブサイト アクセス後の流れ①

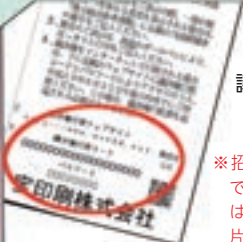
スマートフォンの場合



- 「次へすすむ」に
タッチ。
- 議決権行使コード
を入力し、「ログイン」
にタッチ。
- パスワードを入力
し、「次へ」にタッチ。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

19 議決権行使コードとパスワードについて



同封の
議決権行使書用紙の
←この部分です。

※招集ご通知を電子メール
で受け取られた株主様には、議決権行使書用紙右
片のパスワード欄を“*****”
で表示しております。

20 議決権行使ウェブサイト アクセス後の流れ②

携帯電話の場合

1. 「了承した」を押す。
2. 議決権行使コードを入力後、「ログイン」を押す。
3. パスワードを入力後、「次へ」を押す。

パソコンの場合

1. 「次へすすむ」をクリック。
2. 議決権行使コードを入力後、「ログイン」をクリック。
3. パスワードを入力後、「次へ」をクリック。

21 ご注意ください!

- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

22 議決権行使期限は

2016年8月25日 (木曜日)
午後6時まで

ぜひご活用
 ください

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル ☎0120 (652) 031 (9:00~21:00)
- その他のご照会については、下記にお問い合わせください。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 ☎0120 (782) 031 (土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会招集ご通知の受領方法について

- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することを希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただけますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。(携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

■ 取締役会の構成についての考え方

当社の取締役会の人数は3名以上9名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とするものとしています。また、取締役会を構成する者の多様性に配慮します。

■ 取締役の選定・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役はその任期为1年とし、定時株主総会決議による選任の対象とします。補欠取締役を含む取締役の候補者は、独立社外取締役から助言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、当社の業務に関係の深い証券市場・証券業界やディスクロージャーの分野における卓越した見識と幅広い経験を有する者を基本として選任します。選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者としします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	再任	あくつ せいいちろう 堆 誠一郎 (満62歳)	代表取締役社長	100% (22回/22回)
2	再任	あおき こうじ 青木 孝次 (満63歳)	取締役常務執行役員	100% (22回/22回)
3	再任	たむら よしのり 田村 義則 (満59歳)	取締役常務執行役員	100% (22回/22回)
4	再任	かしま えいいち 加島 英一 (満60歳)	取締役常務執行役員	100% (22回/22回)
5	再任	いまい てつお 今井 哲男 (満59歳)	取締役常務執行役員	100% (16回/16回)
6	再任	つだ あきら 津田 晃 (満72歳)	取締役執行役員	100% (22回/22回)
7	再任	しみず としつぐ 清水 寿二 (満65歳)	■ 社外取締役 (独立役員)	100% (22回/22回)
8	再任	たかはし あつお 高橋 厚男 (満75歳)	■ 社外取締役 (独立役員)	100% (22回/22回)

(注) 1. 取締役の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3. 清水寿二、高橋厚男の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 今井哲男氏は、2015年8月21日開催の第78回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

候補者番号

1

あくつ せい い ち ろ う
堆 誠一郎 (1953年12月17日生 満62歳)

再任



■ 略歴、地位および担当の状況

1986年 1月 当社入社	1996年10月 当社取締役経理部長
1989年 5月 当社社長室長	1997年 8月 当社常務取締役経理部長
1991年 7月 当社総合企画部長	1997年10月 当社常務取締役管理本部長
1991年 8月 当社取締役総合企画部長	2002年 8月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
22,972株

候補者番号

2

あお き こう じ
青木 孝次 (1953年6月17日生 満63歳)

再任



■ 略歴、地位および担当の状況

1978年 4月 当社入社	2010年 7月 当社取締役常務執行役員 営業企画部長兼IFRS室担当兼 XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当
1993年 4月 当社大阪支店長	
1999年 9月 当社営業企画部長	2013年 7月 当社取締役常務執行役員 営業企画部長兼営業開発部担当兼 XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼 ITサービス営業部担当
2000年 8月 当社取締役制作部長	
2005年 8月 当社常務取締役制作部長	
2006年 8月 当社取締役常務執行役員 営業企画部長	2015年 7月 当社取締役常務執行役員 営業企画部長兼営業開発部担当兼 営業業務部担当兼ITサービス営業部担当 (現任)
2008年 8月 当社取締役常務執行役員 営業企画部長兼XBRL推進室担当	

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務、制作業務を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2000年8月に取締役就任以来、ITサービス業務をはじめ当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
29,477株

候補者番号 3

たむら よしのり
田村 義則 (1957年1月6日生 満59歳)

再任



■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
6,875株

■ 略歴、地位および担当の状況

1980年4月	社団法人日本証券業協会 (現 日本証券業協会) 入所	2010年7月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー研究一部長兼 CSR担当
1999年9月	太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所公開業務推進部長	2013年7月	当社取締役常務執行役員CSR部長兼 ディスクロージャー研究一部担当兼 ディスクロージャー研究二部担当
2000年6月	日本ファースト証券株式会社取締役	2015年7月	当社取締役常務執行役員CSR部長兼 ディスクロージャー研究一部長兼 ディスクロージャー研究二部長
2001年7月	当社入社顧問	2016年2月	当社取締役常務執行役員CSR部長兼 ディスクロージャー研究二部担当(現任)
2001年8月	当社公開支援室長		
2004年8月	当社取締役公開支援室長		
2006年8月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー研究三部長		

■ 取締役候補者とした理由

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、IPO営業業務、ディスクロージャー研究業務において豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2004年8月に取締役就任以来、研究業務、内部監査業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

かしま えいいち
加島 英一 (1955年9月25日生 満60歳)

再任



■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
7,550株

■ 略歴、地位および担当の状況

1988年2月	当社入社	2013年7月	当社常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業二部長兼 福岡営業所担当
1997年10月	当社経理部長	2013年8月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業二部長兼 福岡営業所担当
1998年9月	当社総務部長	2014年7月	当社取締役常務執行役員 制作部長
2004年9月	当社総合企画部長兼総務部長	2016年7月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業五部長兼 制作部長兼デザインセンター担当(現任)
2006年8月	当社執行役員総務人事部長		
2009年7月	当社執行役員 ディスクロージャー営業一部長		
2010年7月	当社執行役員 ディスクロージャー&IR営業二部長兼 ディスクロージャー&IR営業四部担当		

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2013年8月に取締役就任以来、制作業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

いまい てつお
今井 哲男 (1957年1月17日生 満59歳)

再任



■ 略歴、地位および担当の状況

1981年4月	三井信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社) 入社	2010年7月	当社執行役員 ディスクロージャー&IR営業三部長兼 札幌営業所担当
2004年11月	中央三井信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社) 阿倍野支店長	2014年7月	当社執行役員 ディスクロージャー&IR営業二部長兼 福岡営業所担当
2007年4月	当社入社ディスクロージャー営業一部 担当部長	2015年8月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業二部長兼 福岡営業所担当 (現任)
2007年8月	当社ディスクロージャー営業推進部長		
2008年8月	当社執行役員 ディスクロージャー営業推進部長		

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社株式数
2,500株

■ 取締役候補者とした理由

信託銀行業務の知識と経験を有し、当社入社以来、営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、2015年8月に取締役就任以来、営業業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

つだ あきら
津田 晃 (1944年6月15日生 満72歳)

再任



■ 略歴、地位および担当の状況

1968年4月	野村證券株式会社入社	2003年6月	同社執行役会長
1987年12月	同社取締役	2005年6月	日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長
1989年6月	同社常務取締役	2005年6月	日立キャピタル株式会社社外取締役
1996年6月	同社代表取締役専務取締役	2009年4月	日本ベンチャーキャピタル株式会社 取締役
1997年6月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 代表取締役専務取締役	2009年6月	株式会社西島製作所社外監査役
1999年4月	同社代表取締役副社長	2009年8月	当社取締役執行役員 (現任)
2002年5月	野村インバスター・リレーションズ株式 会社取締役会長	2015年6月	株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員) (現任)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
1,000株

■ 重要な兼職の状況

株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員)

■ 取締役候補者とした理由

証券業界、ベンチャーキャピタル業界および会社経営の豊富な知識と経験に加えて、他社での独立社外取締役、社外監査役の経験も有し、2009年8月の取締役就任以来、当社グループ全般の経営に適切な助言を与え、営業業務実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

しみず としつぐ
清水 寿二 (1950年9月14日生 満65歳)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位および担当の状況

1974年 4月	東京証券取引所入所	2007年 8月	株式会社東京証券取引所グループ 常務執行役
2002年 6月	株式会社東京証券取引所執行役員	2008年 8月	当社取締役 (現任)
2002年 6月	株式会社日本証券クリアリング機構 取締役 (兼任)	2009年 6月	株式会社日本商品清算機構 社外取締役 (現任)
2003年 6月	日本証券決済株式会社 代表取締役社長 (兼任)	2013年 6月	株式会社東京商品取引所 社外取締役 (現任)
2006年 6月	株式会社東京証券取引所 常務執行役員		

■ 重要な兼職の状況

株式会社日本商品清算機構社外取締役、株式会社東京商品取引所社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場において卓越した見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
0株

候補者番号

8

たかはし あつお
高橋 厚男 (1940年11月12日生 満75歳)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位および担当の状況

1964年 4月	大蔵省 (現 財務省) 入省	2005年 7月	財団法人日本証券経済研究所 (現 公益財団法人日本証券経済研究所) 理事長
1988年 6月	銀行局総務課長	2007年11月	日本投資者保護基金理事長
1989年 6月	東海財務局長	2010年 8月	当社取締役 (現任)
1990年 6月	近畿財務局長	2011年 6月	公益財団法人日本証券経済研究所 特別嘱託
1991年 6月	大臣官房審議官 (銀行局担当)	2012年 6月	極東証券株式会社社外取締役
1993年 6月	関税局長	2012年 6月	藍澤証券株式会社社外取締役 (現任)
1994年 7月	日本開発銀行理事	2013年 6月	高木証券株式会社社外監査役 (現任)
1998年 7月	日本証券業協会常務理事・専務理事・ 副会長を歴任	2015年 5月	公益財団法人日本関税協会理事長 (現任)
2004年 4月	公認会計士・監査審査会委員		

■ 重要な兼職の状況

藍澤証券株式会社社外取締役、高木証券株式会社社外監査役
公益財団法人日本関税協会理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場および証券業界に関する豊富な経験、知見を有しており、その経歴等から、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (22回/22回)

■ 所有する当社株式数
0株

第2号議案 当社株式の大量買付行為に関する 対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、2010年8月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議および2013年8月23日開催の当社第76回定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2016年8月開催予定の当社第79回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015年7月21日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、当社が機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とする公益性の高い会社であることを前提として、株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役2名を含む2016年7月1日開催の取締役会において決定しました。

本プランの継続につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

なお、本プランの継続にあたり、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「本方針」といいます。）等の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて変更はございません。

つきましては、本プランの継続につきましてのご承認をお願いするものであります。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の業務は、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等を行うものであり、公正な資本市場の発展にとって重要な事項に関わるものであります。とりわけ当社の事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があります。当社は、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

ディスクロージャーおよびIR関連書類を取扱うためには、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含みます。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められます。顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社の業務にご協力いただける取引先とのネットワークは、当社が創業以来培ってきた貴重かつ重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、中長期的な観点で株主の皆様へ還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社のディスクロージ

ヤーとIRの分野における優位性を保つための基本であると
考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買
付が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を
適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実
現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、
特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に各ステーク・
ホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及
ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社
の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要
があると考えます。

当社は、上記のような把握・検討に基づいて、当社の企
業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可
能性があると判断される当社株式の大量買付行為や買付提
案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配
する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、① 当社の企業価値お
よび株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、
② 強圧的二段階買付等、株主の皆様当社株式の売却を事
実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あ
らかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利
に設定して買付けを行うこと。この場合、株主が最初の買
付けへ応募せざるを得ないこととなります。）、③ 買付に対
する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に
与えることなく行われるもの、④ 買付内容を判断するた
めに合理的に必要とされる情報を株主の皆様十分に提供す
ることなく行われるもの、⑤ 買付の条件等（対価の価額・
種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企
業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企
業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断
いたします。

第2 本方針の実現に資する取組みについて

当社は、証券取引委員会（現 金融庁）出身の故野村正道
氏による創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディ

スクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とす
る会社であり、専門的な知識はもとより、情報管理体制、
品質管理体制などが重視されます。

そのため、当社はISOの品質規格（ISO9001）、環境規
格（ISO14001）、プライバシーマークの認証を全社で取
得するとともにISMS（情報セキュリティマネジメントシ
ステム）の認証を範囲を限定して取得するほか「森林認証」、
日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティングを
取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR
運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体
化して運用しております。

この体制を、当社の「CSR体制」と位置付け、社長が
CSR推進委員長となり、CSR宣言を制定し、CSR経営を推
進しております。

また、当社は、2015年7月より適用が開始されたコー
ポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレー
トガバナンスに関する基本方針」を制定するとともに「新・
中期経営計画2017」を策定し、長期的にはROE8%を目
標として取り組んでおります。

「新・中期経営計画2017」の概要は、次のとおりです。

(1) 宝印刷が目指す将来像

グローバルなフィナンシャルサポート企業
ディスクロージャー&IRのオンリーワン企業

(2) 基本方針

当社は、高品質なディスクロージャーおよびIRのサービ
スを提供し、お客様に感動していただける企業を目指す
という基本理念のもと、海外にも眼を向けお客様の企業価値
の向上とディスクロージャー制度の発展とともに成長して
いく。

このため、ディスクロージャーとIRの専門会社として
ツール・サービスの提供に努め更なる拡大を図るととも
に、次の飛躍のために必要な新事業開拓・育成を行うこと
を基本方針とする。

(3) 具体的施策

- ① お客様のディスクロージャーのために役立つツールを最大限活用した積極的な販売活動を行うとともに、きめ細かいサービスによりお客様の満足度向上を図る。
- ② 新規株式公開（IPO）や国際会計基準（IFRS）への対応の増加をにらみ、グループ企業と連携したコンサルティングサービスの拡大・充実を図る。
- ③ お客様のコーポレートガバナンス等への対応ニーズを捉えたIR事業や翻訳ビジネスの品質向上と対象品目の拡大を図る。
- ④ ディスクロージャーとIRの国際化に対応した海外関連事業の開発を図る。
- ⑤ その他、ディスクロージャーとIRに関する多様な商品・サービスを活用し、お客様のニーズに合った商品・サービスを提供し、業績の一層の拡大を図る。

(4) 目標計数

	2014年5月期 (実績)	2015年5月期 (実績)
売上高	126億円	134億円
営業利益	12億円	9億円
営業利益率	10.2%	6.7%
当期純利益	8億円	5億円
ROE ^{*1}	6.8%	4.3%

	2016年5月期		2017年5月期	
	(計画)	(実績)	(当初計画) ^{*2}	(現予想値) ^{*2}
売上高	136億円	146億円	140億円	147億円
営業利益	10億円	15億円	12億円	14億円
営業利益率	7.3%	10.7%	8.5%	9.9%
当期純利益	6億円	10億円	7億円	9億円
ROE ^{*1}	4.8%	8.3%	5.6%	—

※1 ROEにつきましては長期的に8%を目標に引上げを図ってまいります。

※2 2017年5月期の当初計画は2015年7月1日の中期経営計画公表時の数値、現予想値は2016年7月1日公表の決算短信による数値です。なお、当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を示します。

なお、この中期経営計画の期間満了後については、あらかじめあらたな中期経営計画を策定し、公表する予定です。

株主の皆様への長期的利益還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を加味することとしており、2016年5月期以降、年間配当金は、1株当たり50円（中間配当25円、期末配当25円）を基本とする配当を行う方針といたしました。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。2015年3月1日から同月25日までの期間に483,500株の自己株式を取得しております。（株主の皆様への総還元率は154.8%となりました。）

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、CSR経営を推進しつつ利益を確保し、高品質な製品・サービスの提供、環境保全活動、情報の安全管理、公平な雇用を实践し、株主の皆様へ還元すべく適時適切な経営を進めております。

※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/79210/11ca504d/fb8e/4b77/8589/e84725b8a7eb/140120160224421150.pdf>

※「新・中期経営計画2017」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/79210/b2c2a2d1/24dd/44d0/b0c1/899727689b52/20150821162200422s.pdf>

第3 本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がなされることが前提となります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合があります。また、わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

なお、2016年5月31日現在における当社大株主の状況は事業報告4. 株式の状況（49頁）のとおりです。

また、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^(※1)について、保有者^(※2)の株券等保有割合^(※3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等^(※4)について、公開買付^(※5)に係る株券等の株券等所有割合^(※6)およびその特別関係者^(※7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（1948年4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ勧告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものといたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

特別委員会の概要は、後記「第4 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- ① 買付者およびそのグループ（共同保有者^(※8)、特別関係者および組員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内) 連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。）

- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦ 買付提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※ 8 につきましては、金融商品取引法第27条の23第5項に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、適宜合理的な回答期限を定め、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を(6)⑨により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示した事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

② 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします^(※9)。

※9 ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該

決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

(8) 株主総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様のご意思を確認するために株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様にご意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主総会を開催することができるものといたします。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

- a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為
- b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲にして買付者の利益を実現する経営をお

うとしていると判断される行為

- c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為

- ② 強圧的二段階買付等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第4 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があるとして認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員の委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

第5 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、(イ)一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および(ロ)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照ください。

第6 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

第7 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2019年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の

維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様のご過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第8 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、

当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の

買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第9 株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様のご権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙3「新株予約権の要項 2.(4) 新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生日においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行

った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

以上

別紙1 特別委員会規則

第1条 この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

第4条 特別委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

② 前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条 特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

② 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③ 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

② 特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

第7条 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

② 特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に對する代替案の提示を行うものとする。

第8条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第9条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

第10条 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

第11条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙2 特別委員会委員の候補者

なかむら のぶお 中村 信男

1991年4月	愛知学院大学法学部専任講師	2008年8月	当社社外取締役退任
1994年4月	早稲田大学商学部専任講師	2012年7月	一般社団法人日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター紛争解決委員（現）
1996年4月	早稲田大学商学部助教授	2013年3月	独立行政法人日本貿易振興機構 契約監視委員会委員・委員長（現）
2001年4月	早稲田大学商学部教授（企業法担当）（現）	2013年4月	立教大学経済学部非常勤講師 （企業法1・企業法2担当）（現）
2004年3月	ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員	2013年4月	日本大学大学院法務研究科非常勤講師 （商法担当）（現）
2005年4月	早稲田大学大学院会計研究科兼任教員 （企業法I担当）（現）	2013年4月	独立行政法人日本貿易保険 契約監視委員会委員・委員長（現）
2005年9月	日弁連法務研究財団研究助成 「企業の内部統制システム認証制度研究会」 研究員		
2007年8月	当社社外取締役就任		

やまがみ だいすけ 山上 大介

1975年11月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人 トーマツ）東京事務所入所	2000年8月	山上公認会計士事務所開設（現）
1981年9月	公認会計士登録	2001年3月	株式会社小田原エンジニアリング 社外監査役（現）
1984年11月	トゥウシュ・ロス会計事務所（トロント市、 等松・青木監査法人提携先）へ派遣	2001年6月	日本特殊塗料株式会社社外監査役
1988年3月	等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務 （1993年8月帰国、東京事務所勤務）	2003年8月	当社社外監査役就任（現）
1990年7月	監査法人トーマツ社員登録	2015年3月	ローヤル電機株式会社社外監査役（現）

たかはし あつお 高橋 厚男

1964年4月	大蔵省（現 財務省）入省	2005年7月	財団法人日本証券経済研究所理事長 （現 公益財団法人日本証券経済研究所）
1988年6月	銀行局総務課長	2007年11月	日本投資者保護基金理事長
1989年6月	東海財務局長	2010年8月	当社社外取締役就任（現）
1990年6月	近畿財務局長	2011年6月	公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託
1991年6月	大臣官房審議官（銀行局担当）	2012年6月	極東証券株式会社社外取締役
1993年6月	関税局長	2012年6月	藍澤證券株式会社社外取締役（現）
1994年7月	日本開発銀行理事	2013年6月	高木証券株式会社社外監査役（現）
1998年7月	日本証券業協会常務理事・専務理事・ 副会長を歴任	2015年5月	公益財団法人日本関税協会理事長（現）
2004年4月	公認会計士・監査審査会委員		

以上

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 割当て対象株主

当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載または記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当てる。

(2) 新株予約権の内容および数

後記2.の内容を含む新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において、割当て基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が有する自己株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額とする。なお、ここでいう「時価」とは、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定め

たときは当該日）を初日として1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、後記（7）により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 以下のいずれかに該当する者は、新株予約権を行使することができない。

- (イ) 特定大量保有者^(※1)
- (ロ) 特定大量保有者の共同保有者^(※2)
- (ハ) 特定大量買付者^(※3)
- (ニ) 特定大量買付者の特別関係者^(※4)
- (ホ) (イ)ないし(二)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- (ヘ) (イ)ないし(ホ)に該当する者の関連者^(※5)

※1「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

※2「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

※3「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本※3において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者という。

※4「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者という（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

② 上記①にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

(イ) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

(ロ) 当社取締役会が、当社を支配する意図がなく上記

① (イ) の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者であって、かつ、上記① (イ) の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記① (イ) の特定大量保有者に該当しなくなった者

(ハ) 当社取締役会が、当社による自己株式の取得等の理由により、自己の意思によることなく、上記① (イ) の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

(ニ) 当社取締役会が、その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めた者（当社取締役会が上記① (イ) ないし (ハ) に該当すると認めた者についても、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと認めることができる。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類

の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができる。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるにあたり当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(イ) 自らが米国1933年（昭和8年）証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ、(ロ) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基かず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年（昭和8年）証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が本④ (イ) および (ロ) を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

⑤ 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記① (イ) ないし (ハ) のいずれにも該当せず、かつ、上記① (イ) ないし (ハ) に該当する者のために行使しようとしている

者ではないことおよび新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- ⑥ 新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わない。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③および④により新株予約権を行使することができない者(上記(4)①により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して本(6)①の承認をするか否かの決定をするものとする。
- (イ) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(本(6)(ロ)ないし(二)に関する表明・保証条項・補償条項その他当社が定める記載事項を含む。)が提出されているか否か
- (ロ) 譲渡人および譲受人が上記(4)①の(イ)ないし(ハ)のいずれにも該当しないことが明らかであるか否か
- (ハ) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か
- (二) 譲受人が上記(4)①の規定により新株予約権を

行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)①により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、当社は、当社取締役会が、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)①により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得して、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2016年7月1日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記に定める条項ないし用語の意義等を、適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

1. 会社の理念・方針と資本政策等の状況

1 経営理念

当社の経営理念は、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お客様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献する」ことであり、これを社訓と定めております。この経営理念のもと、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する企業価値の向上を、経営の基本方針としております。

2 主な事業内容と製品区分等

(1) 主な事業内容

当社は、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インバスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）といった任意開示関連サービスも手掛けております。

(2) 製品区分

当社グループの主要な事業は、ディスクロージャー関連事業の単一セグメントではありますが、売上高の観点から製品区分別に、次のように分けることができます。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

金融商品取引法関連製品

主な製品 有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、他

重要な要素 ・ 正確で適切な書類チェック
・ XBRLデータを含む提出書類作成システムの優位性
・ IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

会社法関連製品

主な製品 株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他

重要な要素 ・ 正確で適切な書類チェック
・ 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

IR関連製品

主な製品 株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR・統合報告書、会社案内、他

重要な要素 ・ 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力
・ 優れたデザイン力
・ 投資家の意識に届く企画コンサルティング

その他製品

主な製品 株主優待、コンサルティング、法定公告、一般印刷物、他

重要な要素 ・ 適切な企画提案力、問題解決能力

(3) 主要な事業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場の状況

本社および本社工場

本社別館工場

本社別館クリスタルエイトビル

浮間工場

大阪支店

大阪支店別館工場

札幌営業所

名古屋営業所

広島営業所

福岡営業所

東京都豊島区高田三丁目28番8号

東京都豊島区高田三丁目23番9号

東京都豊島区高田三丁目23番10号

東京都北区浮間四丁目24番23号

大阪府中央区瓦町三丁目6番5号

大阪府中央区上町一丁目24番17号

札幌市中央区大通西十一丁目4番

名古屋市中区錦一丁目20番25号

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡市中央区天神二丁目14番2号

② 子会社の事業所

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

一般社団法人日本IPO実務検定協会

仙台宝印刷株式会社

TAKARA International (Hong Kong) Limited

東京都豊島区高田三丁目13番2号

東京都豊島区高田三丁目14番29号

東京都豊島区高田三丁目28番8号

東京都豊島区高田三丁目28番8号

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

303 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong

(4) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
702名	14名増	40.2歳	12.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には当社グループ外からの出向者3名を含んでおります。

3. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員102名）は含んでおりません。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社タスク	35,000	58.57	IPO予定会社および上場会社向け コンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000	50.91	ソフトウェアの販売および保守

3 資本政策

(1) 資本政策の基本的な考え方

当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値および株主の皆様の共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な関係を維持・発展させていくことが極めて重要であり、かつ、お客様の信頼を確保することを前提に、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが必要であり、このような経営方針こそが当社のディスクロージャーの分野における優位性を保つための基本であると考えております。

一方、株主総会プロセスの電子化に係る議論が進められ、当社の主要なビジネスである株主総会招集通知の印刷に対しても何らかの影響が予想されることから、株主総会関連ビジネスについて、これまで以上に付加価値を高めるとともに、新規事業の開拓・育成のための先行投資が必要とされるものと見込まれます。

安定的な事業環境においては、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできていると考えておりますが、事業環境の変化を前提として、内部留保を事業投資に充てるとともに、借入条件がかつてなく企業にとって有利な状況にあることから、必要に応じてレバレッジをかけて有効に資本を活用してまいります。

(2) 資本コスト

新規事業の開拓・育成は、お客様の信頼を得て利益を獲得できるようになるには多少の時間がかかるものと考えられ、当面は既存事業の営業利益を前提としてビジネス展開していく必要があります。そのため、コストの安い有利子負債を有効に活用しながら資本コストを下げ、株主還元の原因を確保してまいります。

(3) 剰余金の配当に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。

この基本方針のもと、株主の皆様へさらなる利益還元を検討した結果、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとし、年間配当金は1株当たり50円（中間配当25円、期末配当25円）を基本とする配当を行う方針としております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

(4) 設備投資、資金調達の様況

① 設備投資の様況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は379百万円であり、その内訳は、有形固定資産90百万円、無形固定資産289百万円であります。主なものは、法定開示書類作成支援システムの開発・保守によるものであります。現在も、ユーザーニーズに因えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

② 資金調達の様況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

① 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、営業上の取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的とします。各担当執行役員は、四半期ごとにその様況を確認するものとし、取締役会に定期的に営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勧案して保有方針どおりの対応が行われているかを報告するものとします。

② 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勧案して判断することとします。

2. 当社グループの現況

1 経営戦略および事業計画

当社グループは、2017年5月期を目標年度とする「新・中期経営計画2017」を2015年7月1日に公表しております。「新・中期経営計画2017」における宝印刷が目指す将来像は、次のとおりです。

目指す将来像

グローバルなファイナンシャルサポート企業
ディスクロージャー&IRのオンリーワン企業

この将来像実現のため、次の基本方針と具体的施策を定めております。

基本方針

- ・ 当社は、高品質なディスクロージャーおよびIRのサービスを提供し、お客様に感動していただける企業を目指すという基本理念のもと、海外にも眼を向けお客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展とともに成長していく。
- ・ このため、ディスクロージャーとIRの専門会社としてツール・サービスの提供に努め更なる拡大を図るとともに、次の飛躍のために必要な新事業開拓・育成を行う。

具体的施策

- ① お客様のディスクロージャーのために役立つツールを最大限活用した積極的な販売活動を行うとともに、きめ細かいサービスによりお客様の満足度向上を図る。
- ② IPOや国際会計基準（IFRS）への対応の増加をにらみ、グループ企業と連携したコンサルティングサービスの拡大・充実を図る。
- ③ お客様のコーポレート・ガバナンス等への対応ニーズを捉えたIR事業や翻訳ビジネスの品質向上と対象品目の拡大を図る。
- ④ ディスクロージャーとIRの国際化に対応した海外関連事業の開発を図る。
- ⑤ その他、ディスクロージャーとIRに関する多様な商品・サービスを活用し、お客様のニーズに合った商品・サービスを提供し、業績の一層の拡大を図る。

■ 「新・中期経営計画2017」の目標計数

	2014年5月期 (実績)	2015年5月期 (実績)	2016年5月期		2017年5月期	
			(計画)	(実績)	(当初計画) ^{*2}	(現予想値) ^{*2}
売上高	126億円	134億円	136億円	146億円	140億円	147億円
営業利益	12億円	9億円	10億円	15億円	12億円	14億円
営業利益率	10.2%	6.7%	7.3%	10.7%	8.5%	9.9%
当期純利益	8億円	5億円	6億円	10億円	7億円	9億円
ROE ^{*1}	6.8%	4.3%	4.8%	8.3%	5.6%	—

※1 ROEにつきましては長期的に8%を目標に引上げを図ってまいります。

※2 2017年5月期の当初計画は2015年7月1日の中期経営計画公表時の数値、現予想値は2016年7月1日公表の決算短信による数値です。なお、当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を示します。

なお、この中期経営計画の期間満了後については、あらためてあらたな中期経営計画を策定し、公表する予定です。

2 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国や新興国経済の鈍化懸念により停滞した状態が続いております。こうした状況のもと、当社のディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、2015年夏に日経平均株価が2万円台を割り込んで以降、16,000～17,000円台での推移が長引いておりますが、国内IPO社数は底堅く推移し、4年連続の増加となりました。

一方、上場企業を取り巻く構造的な要因として、わが国政府の日本再興戦略に基づき、2015年5月に改正会社法が施行されるとともに、同年6月にコーポレートガバナンス・コードが適用され、社外取締役の導入が一気に進みました。他方、わが国企業会計を巡る事件により、会計監査の一層の厳格化が求められるようになりました。

このような事業環境において、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードを受けて高付加価値化した会社法関連製品の拡販および各種ディスクロージャー書類の翻訳ニーズの取り込み、決算・開示に係る支援等のコンサルティング受注が大きく伸びました。

その結果、当連結会計年度の売上高は14,669百万円（前連結会計年度比1,199百万円増、同8.9%増）となりました。利益面については、新EDINETに対応した費用等の減少による原価率の改善により、営業利益は1,570百万円（同664百万円増、同73.4%増）、経常利益は1,727百万円（同701百万円増、同68.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,084百万円（同505百万円増、同87.3%増）となりました。

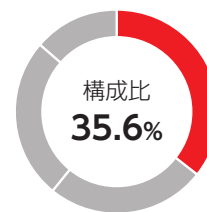
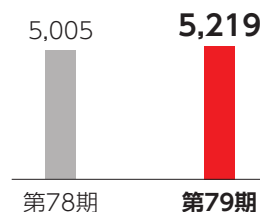
製品区分別の状況

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

金融商品取引法関連製品

競争が激しい状況は続いておりますが、ファイナンス案件の増加による目論見書等の売上が増加したため、売上高は5,219百万円（前連結会計年度比214百万円増、同4.3%増）となりました。

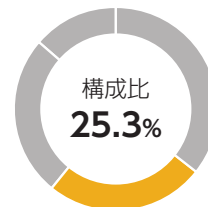
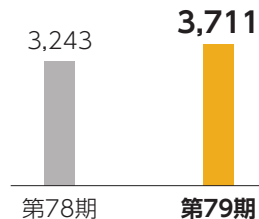
■ 売上高 (百万円)



会社法関連製品

株主総会招集通知の売上および関連文書の翻訳の受注が増加し、売上高は3,711百万円（前連結会計年度比467百万円増、同14.4%増）となりました。

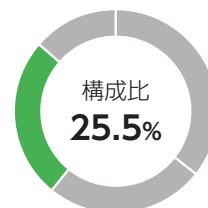
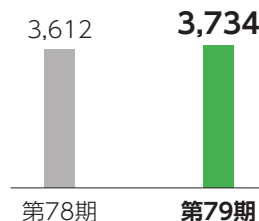
■ 売上高 (百万円)



IR関連製品

ディスクロージャー誌や機関投資家向けIRツールの売上が増加したため、売上高は3,734百万円（前連結会計年度比122百万円増、同3.4%増）となりました。

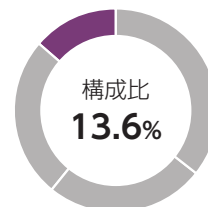
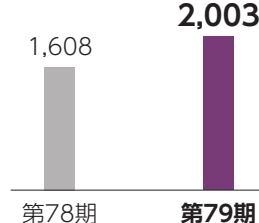
■ 売上高 (百万円)



その他製品

決算・開示に係る支援等のコンサルティングの受注や株主優待関連の売上が増加したことにより、売上高は2,003百万円（前連結会計年度比395百万円増、同24.6%増）となりました。

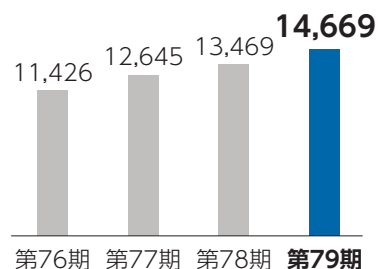
■ 売上高 (百万円)



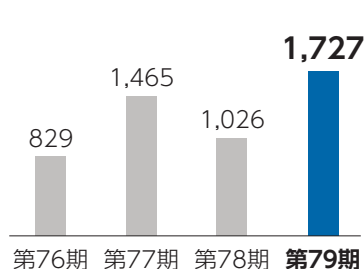
3 財産および損益の状況

		第76期 (2013年5月期)	第77期 (2014年5月期)	第78期 (2015年5月期)	第79期 (2016年5月期)
売上高	(百万円)	11,426	12,645	13,469	14,669
営業利益	(百万円)	772	1,286	905	1,570
売上高営業利益率	(%)	6.8	10.2	6.7	10.7
経常利益	(百万円)	829	1,465	1,026	1,727
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	460	869	578	1,084
1株当たり当期純利益	(円)	39.51	74.56	50.15	96.99
包括利益	(百万円)	806	1,014	1,193	△607
総資産	(百万円)	15,386	16,886	17,351	18,096
純資産	(百万円)	12,392	13,532	13,859	12,692
1株当たり純資産額	(円)	1,048.11	1,136.47	1,212.20	1,112.68
自己資本比率	(%)	79.4	78.5	78.1	68.7
自己資本利益率 (ROE)	(%)	3.9	6.8	4.3	8.3
株価収益率	(倍)	17.9	9.9	23.9	13.9
配当性向	(%)	50.6	32.2	69.8	51.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,034	1,092	1,083	1,977
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△555	△385	△628	△312
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△331	△337	△790	△560
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	5,038	5,408	5,073	6,178

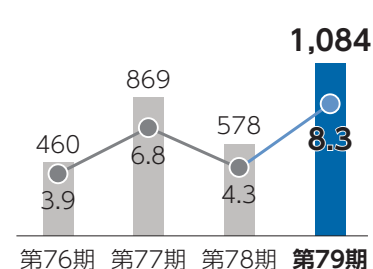
売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益/ROE (百万円,%)



4 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 開示書類の信頼性向上

お客様のニーズを的確に捉え、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスや原稿作成に関するコンサルティング、効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供など、従来の業務のクオリティを大きく改善し、お客様の信頼に添えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大を目指してまいります。

② IPOにおける受注強化

当社が提供するサービスや信頼性が認められた結果、2014年、2015年と大型IPOを獲得し受注件数・金額ともに順調に推移しており、2013年より3年連続過半数のシェアを維持しております。IPOでのシェアは、その後の法定開示書類のシェアに直結し、売上獲得の安定性を左右してまいりますため、今後とも、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

③ 株主総会プロセスの電子化への対応

昨年来、経済産業省で検討されてきた株主総会プロセスの電子化について具体化が進められております。また、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等を分かりやすく株主に伝えるという本質的な部分での当社の優位性は、一般印刷業者と一線を画しているものと考えています。しかしながら、中長期的には徐々に電子化されることが見込まれ、これに対応する新サービスの開発ならびに会社法関連製品の販売増ないし他品目での売上獲得などの対応に取り組んでまいります。

④ 新規事業の開拓と育成

当社が更に飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。現在、当社は、お客様の人材ニーズにお応えするため、有料職業紹介事業を開始しております。紹介実績を積み上げ、飛躍させてまいります。

また、当社は、「グローバルなファイナンシャルサポート企業」を目指しており、国内企業の海外展開に必要な法定開示書類の作成、開示、翻訳の支援を強化すること、更には、今後も増加が見込まれるIFRSの任意適用企業に向けて、IFRSに関する情報の提供やコンサルティングに注力するとともに、IFRSに対応した決算・開示の自動化を進める当社グループのシステムの拡販を進めてまいります。

(2) 監督と執行の分離の方針および委任の範囲

当社は、経営と執行の適切な役割分担を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、上記の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

また、取締役会は、執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役員の人事に適切に反映させます。

一方、執行役員は、取締役会が決定した担当業務を、社長の指示に基づき執行することとしています。

(3) 取締役および監査役の資質

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有していることが求められます。

当社は、「監査役会設置会社」を選択し、取締役会と監査役会によって経営監視の客観性と公正性を高める仕組みとしています。当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有していることが求められます。また、当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないとしています。

(4) 取締役会の多様性

当社は、性別、経験、知識、能力等の点で、取締役会および監査役会を構成する者の多様性に配慮することとしております。現在、女性役員はおりませんが、会社全体でダイバーシティ推進活動を行っており、また、印刷業界における女性活躍のための協議会に社員を派遣するなど、女性役員の登用に向けて啓発活動を行っております。

(5) 取締役会の規模

当社の取締役会の人数は3名以上9名以下とし、そのうち2名以上は独立社外取締役としております。当社グループの規模および事業の内容から、適切な規模の取締役会となるよう留意しております。

(6) 独立社外取締役の役割

独立社外取締役の役割は、経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うとともに、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証し評価するとともに、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとしています。

当社は、独立社外取締役が取締役会における議論の質および経営判断の有効性を高める仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を向上させるものとします。

(7) 取締役会の議長および運営

当社の取締役会議長は、社長が務めることとしています。取締役会議長は、自由闊達で建設的な議論・意見交換により取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。この責務を果たすために、取締役会議長は、当社の経営戦略、リスクおよび内部統制に関する事項等の主要な事項に関する審議日程が、十分に確保されるように設定しなければなりません。また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮し、取締役会の議題および議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論が行われるよう、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付または配信される必要があります(ただし、機密性の高い案件を除く)。

取締役会議長は、年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項をあらかじめ計画することとします。

(8) 独立社外役員会議

当社は、原則として年4回、独立社外役員と社長をメンバーとする独立社外役員会議を開催し、当社の事案およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について自由に議論する機会を設けます。

3 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
- ② リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- ③ 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に務めるとともに、対応し、改善する。
- ⑤ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を

整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。

- ② 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。
- ③ 定例の取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
- ④ 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配布する。
- ⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

5 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
- ② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

6 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。
- ② 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。
- ③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。
- ④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
- ⑤ 当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

8 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執

行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。

また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

9 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

10 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

- ② 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

13 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係有ってしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

(2) 運用状況

1 コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部から講師を招きセミナーを社内で開催するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社の基本ルール(社訓、行動規範、各種社内

規程等)、統合マネジメントシステムのルール(CSR運営マニュアル等)のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール(法令・規制要求事項)について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

② 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は12回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は22回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画(BCP)は、全社BCPを部署ごとにお

としこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を12回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

⑤ 監査役が監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係の有ってしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

4 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があるかと判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 取組みの具体的な内容の概要

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの業務は、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等を行うものであり、公正な資本市場の発展にとって重要な事項に関わるものであります。とりわけ当社グループの事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社は、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

そのため、当社はISOの品質規格 (ISO9001)、環境規格 (ISO14001)、プライバシーマークの認証を全社で取得するとともにISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を範囲を限定して取得す

るほか「森林認証」、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティングを取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

この体制を、当社の「CSR体制」と位置付け、代表取締役社長がCSR推進委員長となり、CSR宣言を制定し、CSR経営を推進しております。

また、当社は、2015年7月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定するとともに「新・中期経営計画2017」を策定し、長期的にはROE8%を目標として取り組んでおります。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策 (買収防衛策) を導入いたしました。その後、過去二度にわたり継続をし、現在に至っております。(以下、「本プラン」といいます。)

なお、本プランは、2016年8月26日開催予定の当社第79回定時株主総会 (以下、「本定時株主総会」といいます。) の終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、2016年7月1日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、一部語句の修正・整理のうえ、本プランを継続することを決議いたしました。

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案 (以下総称して「買付」といいます。) が行われた場合、買付を行う者またはその提案者 (以下総称して「買付者」といいます。) に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判

断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

(3) 取組みの具体的な内容に対する取締役会の判断およびその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日企業価値研究会)の定める指針の内容を充足するものです。

② 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様への承認いただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取

締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

④ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

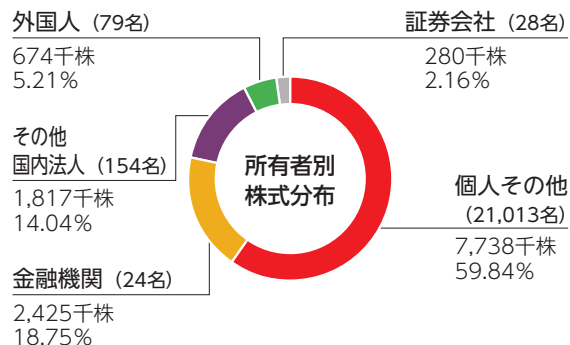
4. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,936,793株

(3) 株主数 21,298名

(4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社野村	632	5.66
株式会社みずほ銀行	544	4.86
株式会社三井住友銀行	476	4.26
野村正道	380	3.39
宝印刷社員持株会	223	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	176	1.58
三井住友信託銀行株式会社	169	1.51
明治安田生命保険相互会社	168	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	120	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	115	1.03

(注) 持株比率は自己株式 (1,758,546株) を控除して計算しております。

5. 役員 の 状 況

1 役員選定の方針および手続

(1) 取締役候補者および監査役候補者の選定プロセス

すべての取締役は、任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象といたします。補欠取締役を含む取締役の候補者は、独立社外取締役から助言を得て、取締役に求められる資質の考え方に従い選定し、取締役会で決定いたします。

補欠監査役を含む監査役の候補者は、監査役に求められる資質の考え方に従い選定し、監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定いたします。

(2) 取締役および監査役の兼任に関する考え方

取締役および監査役に関する他の上場会社の役員の兼任状況については、51頁から52頁までをご参照ください。また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

2 独立社外取締役の独立性に関する基準

当社は、独立社外取締役の独立性に関する考え方を明確にするため、次のとおり「独立社外取締役の独立性判断基準」を定めております。独立社外取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献ができる人物として、前記「取締役候補者および監査役候補者の選定プロセス」に定める資格に加え、当社の業務に関係の深い証券市場・証券業界やディスクロージャーの分野の卓越した見識と幅広い経験を有する者を基本とします。

独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

3 取締役および監査役の氏名等

取締役および監査役の氏名等は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	—
取締役	青木 孝次	常務執行役員営業企画部長 兼 営業開発部担当 兼 営業業務部担当 兼 ITサービス営業部担当
取締役	田村 義則	常務執行役員CSR部長 兼 ディスクロージャー研究二部担当
取締役	加島 英一	常務執行役員制作部長
取締役	今井 哲男	常務執行役員ディスクロージャー&IR営業二部長 兼 福岡営業所担当
取締役	津田 晃	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員）
取締役	清水 寿二	株式会社日本商品清算機構社外取締役 株式会社東京商品取引所社外取締役
取締役	高橋 厚男	極東証券株式会社社外取締役 藍澤証券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事長
常勤監査役	平松 有恒	—
監査役	大西 裕	丸市総合法律事務所弁護士
監査役	山上 大介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち清水寿二および高橋厚男の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2015年8月21日開催の第78回定時株主総会において、今井哲男氏が取締役に新たに選任され、また、平松有恒氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 秋山美樹男氏は、2015年8月21日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・ 取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構ならびに株式会社東京商品取引所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・ 取締役高橋厚男氏が兼職する極東証券株式会社ならびに公益財団法人日本関税協会と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、藍澤証券株式会社ならびに高木証券株式会社と当社との間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
 - ・ 監査役大西 裕氏が兼職する丸市総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・ 監査役山上大介氏が兼職する山上公認会計士事務所ならびにローヤル電機株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社との間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

7. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
青木 孝次	取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当	取締役常務執行役員営業企画部長兼営業開発部担当兼XBRL推進室担当兼営業業務部担当兼ITサービス営業部担当	2015年7月1日
田村 義則	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部長兼ディスクロージャー研究二部長	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当	2015年7月1日
	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究二部担当	取締役常務執行役員CSR部長兼ディスクロージャー研究一部長兼ディスクロージャー研究二部長	2016年2月1日
津田 晃	取締役執行役員 (兼職) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員)	取締役執行役員 (兼職) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外監査役	2015年6月26日

8. 当事業年度末日後に生じた取締役と監査役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島 英一	取締役常務執行役員ディスクロージャー&IR営業五部長兼制作部長兼デザインセンター担当	取締役常務執行役員制作部長	2016年7月1日
津田 晃	取締役執行役員 (兼職) 株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員)	取締役執行役員 (兼職) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役 (監査等委員)	2016年6月24日
高橋 厚男	取締役 (兼職) 藍澤證券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事	取締役 (兼職) 極東証券株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役 高木証券株式会社社外監査役 公益財団法人日本関税協会理事	2016年6月24日
山上 大介	監査役 (兼職) 山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役	監査役 (兼職) 山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役 ローヤル電機株式会社社外監査役	2016年6月23日

4 社外役員活動状況

社外役員は、以下のとおりであります。

地位および氏名	出席状況	主な発言状況
取締役 清水 寿二	取締役会22/22回 (100%)	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 高橋 厚男	取締役会22/22回 (100%)	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大西 裕	取締役会21/22回 (95%) 監査役会15/15回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 山上 大介	取締役会21/22回 (95%) 監査役会15/15回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5 役員報酬

(1) 報酬決定の方針および手続

業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしております。

取締役会は、業務執行取締役の報酬額を、独立社外取締役に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた一定の基準に基

づき一部業績連動の要素を反映させて決定します。

独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないこととしています。

取締役の報酬等の上限については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容において定めます。

(2) 役員報酬の内容

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	145,167千円 (11,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	22,716千円 (6,900千円)
合計	12名	167,883千円

(注) 1. 上記支給額には、2016年8月26日開催の第79回定時株主総会后に支給予定の役員賞与36,600千円（取締役32,700千円、監査役3,900千円）を含んでおります。

2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,703千円（取締役11,886千円、監査役816千円）を含んでおります。

3. 上記支給額のほか、2015年8月21日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対して3,227千円の役員退職慰労金を支給しております。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

和泉監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,750千円

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,750千円

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための基準

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第79期 (2016年5月31日現在)	(ご参考) 第78期 (2015年5月31日現在)		第79期 (2016年5月31日現在)	(ご参考) 第78期 (2015年5月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	10,022,264	8,730,507	流動負債	3,758,682	2,987,934
現金及び預金	5,846,883	4,742,210	買掛金	1,095,693	903,230
受取手形及び売掛金	2,777,331	2,609,504	1年内返済予定の長期借入金	5,736	10,476
有価証券	335,702	335,622	未払法人税等	493,967	66,815
仕掛品	832,092	883,530	未払費用	1,209,149	1,096,778
原材料及び貯蔵品	32,779	27,554	役員賞与引当金	94,388	23,924
繰延税金資産	84,648	51,756	その他	859,747	886,709
その他	115,591	81,366	固定負債	1,646,078	504,173
貸倒引当金	△2,765	△1,038	長期借入金	13,042	18,778
固定資産	8,074,634	8,621,066	繰延税金負債	—	362,364
有形固定資産	4,257,929	4,357,072	役員退職慰労引当金	89,202	79,727
建物及び構築物	796,743	809,103	退職給付に係る負債	1,543,834	43,303
機械装置及び運搬具	180,956	260,532	負債合計	5,404,760	3,492,107
土地	3,154,695	3,154,695	純資産の部		
その他	125,533	132,741	株主資本	12,865,433	12,340,787
無形固定資産	1,049,917	1,146,461	資本金	2,049,318	2,049,318
ソフトウェア	1,000,728	1,094,742	資本剰余金	1,998,867	1,998,867
ソフトウェア仮勘定	35,423	38,248	利益剰余金	10,341,040	9,815,751
その他	13,765	13,470	自己株式	△1,523,794	△1,523,150
投資その他の資産	2,766,787	3,117,532	その他の包括利益累計額	△427,655	1,210,097
投資有価証券	1,863,972	2,072,008	その他有価証券評価差額金	435,265	577,667
繰延税金資産	308,856	—	退職給付に係る調整累計額	△862,920	632,430
退職給付に係る資産	—	439,092	非支配株主持分	254,360	308,581
その他	603,399	608,600	純資産合計	12,692,137	13,859,466
貸倒引当金	△9,440	△2,169	負債純資産合計	18,096,898	17,351,574
資産合計	18,096,898	17,351,574			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第79期 (2015年6月1日から2016年5月31日まで)		(ご参考) 第78期 (2014年6月1日から2015年5月31日まで)	
売上高		14,669,527		13,469,997
売上原価		8,560,330		8,340,860
売上総利益		6,109,196		5,129,137
販売費及び一般管理費		4,538,424		4,223,295
営業利益		1,570,772		905,842
営業外収益				
受取利息	1,170		1,303	
受取配当金	38,922		31,088	
不動産賃貸料	14,390		14,923	
受取手数料	12,345		8,062	
投資事業組合運用益	65,803		53,099	
その他	25,547	158,179	16,805	125,283
営業外費用				
支払利息	871		978	
自己株式取得費用	—		3,267	
その他	839	1,710	677	4,923
経常利益		1,727,241		1,026,202
特別利益				
投資有価証券売却益	—	—	11,071	11,071
特別損失				
固定資産売却損	100		—	
固定資産除却損	10,377		13,976	
投資有価証券売却損	171		—	
施設利用権評価損	1,375		—	
施設利用権解約損	1,800		—	
社葬費用	19,577	33,401	—	13,976
税金等調整前当期純利益		1,693,839		1,023,298
法人税、住民税及び事業税	600,812		321,698	
法人税等調整額	63,028	663,840	92,741	414,439
当期純利益		1,029,999		608,859
非支配株主に帰属する当期純利益		—		30,087
非支配株主に帰属する当期純損失		54,221		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,084,220		578,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科目	金額		科目	金額	
	第79期 (2016年5月31日現在)	(ご参考) 第78期 (2015年5月31日現在)		第79期 (2016年5月31日現在)	(ご参考) 第78期 (2015年5月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	9,314,764	8,015,844	流動負債	3,528,447	2,860,419
現金及び預金	5,141,845	4,033,763	買掛金	1,075,492	884,463
受取手形	45,258	47,981	未払金	31,233	21,786
電子記録債権	15,241	13,281	未払費用	1,158,486	1,057,438
売掛金	2,705,061	2,534,905	未払法人税等	440,120	56,300
有価証券	335,702	335,622	未払消費税等	159,082	241,002
原材料	12,349	7,415	預り金	48,226	71,635
仕掛品	829,082	878,149	役員賞与引当金	36,600	19,430
貯蔵品	20,430	20,138	その他	579,205	508,363
繰延税金資産	76,671	48,984	固定負債	417,023	636,714
その他	135,885	96,638	繰延税金負債	72,989	61,360
貸倒引当金	△2,765	△1,038	退職給付引当金	254,831	495,626
固定資産	7,732,026	8,152,053	役員退職慰労引当金	89,202	79,727
有形固定資産	4,242,186	4,340,999	負債合計	3,945,471	3,497,134
建物	786,279	799,097	純資産の部		
構築物	2,232	2,587	株主資本	12,666,054	12,093,097
機械及び装置	180,956	260,532	資本金	2,049,318	2,049,318
車両運搬具	0	0	資本剰余金	1,998,867	1,998,867
工具、器具及び備品	118,021	124,086	資本準備金	1,998,315	1,998,315
土地	3,154,695	3,154,695	その他資本剰余金	552	552
無形固定資産	970,403	1,068,499	利益剰余金	10,141,662	9,568,061
ソフトウェア	931,210	1,021,158	利益準備金	174,905	174,905
ソフトウェア仮勘定	26,713	34,421	その他利益剰余金	9,966,756	9,393,155
電話加入権	11,511	11,511	別途積立金	8,600,000	8,600,000
その他	968	1,408	繰越利益剰余金	1,366,756	793,155
投資その他の資産	2,519,437	2,742,554	自己株式	△1,523,794	△1,523,150
投資有価証券	1,659,643	1,867,680	評価・換算差額等	435,265	577,667
関係会社株式	302,023	302,023	その他有価証券評価差額金	435,265	577,667
長期前払費用	11,399	8,645	純資産合計	13,101,319	12,670,764
生命保険積立金	423,208	427,191	負債純資産合計	17,046,791	16,167,898
差入保証金	99,637	107,820			
その他	32,965	31,363			
貸倒引当金	△9,440	△2,169			
資産合計	17,046,791	16,167,898			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第79期 (2015年6月1日から2016年5月31日まで)		(ご参考) 第78期 (2014年6月1日から2015年5月31日まで)	
売上高		14,543,596		13,326,196
売上原価		8,815,520		8,461,778
売上総利益		5,728,075		4,864,417
販売費及び一般管理費		4,098,666		4,047,314
営業利益		1,629,408		817,103
営業外収益				
受取利息	1,036		1,165	
受取配当金	38,922		31,088	
不動産賃貸料	14,390		14,923	
受取手数料	12,345		8,062	
投資事業組合運用益	65,803		53,099	
その他	18,691	151,190	16,177	124,517
営業外費用				
支払利息	82		—	
自己株式取得費用	—		3,267	
その他	839	922	322	3,589
経常利益		1,779,676		938,031
特別利益				
投資有価証券売却益	—	—	11,071	11,071
特別損失				
固定資産売却損	100		—	
固定資産除却損	10,377		13,976	
投資有価証券売却損	171		—	
施設利用権評価損	1,375		—	
施設利用権解約損	1,800		—	
社葬費用	19,577	33,401	—	13,976
税引前当期純利益		1,746,274		935,126
法人税、住民税及び事業税	545,788		298,269	
法人税等調整額	67,954	613,743	92,708	390,978
当期純利益		1,132,531		544,148

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年7月6日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 松藤 雅明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 英之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝印刷株式会社の2015年6月1日から2016年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2016年7月6日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 英 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝印刷株式会社の2015年6月1日から2016年5月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2015年6月1日から2016年5月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年7月7日

宝印刷株式会社 監査役会

常勤監査役 平松 有恒 ㊟

監査役 大西 裕 ㊟

監査役 山上 大介 ㊟

(注) 監査役 大西 裕及び監査役 山上大介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

宝印刷株式会社 第79回定時株主総会 会場ご案内図

日時

2016年8月26日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111

交通

「池袋駅」

- J** **R** ● 山手線 ● 埼京線
- 東京メトロ** ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線
- 西武池袋線** **東武東上線**

■ 池袋駅から会場までのご案内



1 西口 **徒歩約3分**



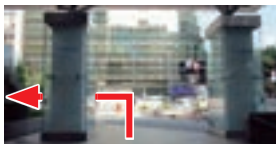
東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。

2 JR線メトロポリタン口*



JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ。
*ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで。

3 南口 **徒歩約2分**



有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

4 副都心線2a出口 **徒歩約3分**



2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。



株主各位

第79回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2015年6月1日から2016年5月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takara-print.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされる情報です。

宝印刷株式会社

連結株主資本等変動計算書 (2015年6月1日から2016年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,049,318	1,998,867	9,815,751	△1,523,150	12,340,787
当期変動額					
剰余金の配当			△558,930		△558,930
親会社株主に帰属する当期純利益			1,084,220		1,084,220
自己株式の取得				△643	△643
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	525,289	△643	524,645
当期末残高	2,049,318	1,998,867	10,341,040	△1,523,794	12,865,433

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	577,667	632,430	1,210,097	308,581	13,859,466
当期変動額					
剰余金の配当					△558,930
親会社株主に帰属する当期純利益					1,084,220
自己株式の取得					△643
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△142,401	△1,495,351	△1,637,753	△54,221	△1,691,974
当期変動額合計	△142,401	△1,495,351	△1,637,753	△54,221	△1,167,329
当期末残高	435,265	△862,920	△427,655	254,360	12,692,137

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社タスク
株式会社スリー・シー・コンサルティング
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
ディスクロージャー・イノベーション株式会社
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数
持分法を適用した関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社
主要な非連結子会社の名称
ディスクロージャー・イノベーション株式会社
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料	移動平均法
仕掛品	個別法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	10年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(c) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号

2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号2013年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金	4,500千円
担保に係る債務	
買掛金	9,241千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,886,241千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	一株	一株	12,936,793株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,758,051株	(注) 495株	一株	1,758,546株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加495株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年7月1日 取締役会	普通株式	279,468	25.00	2015年5月31日	2015年7月31日
2015年12月28日 取締役会	普通株式	279,462	25.00	2015年11月30日	2016年1月25日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年7月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	279,456	25.00	2016年5月31日	2016年8月5日

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当社が加入しておりました複数事業主制度による厚生年金基金が解散したことに伴い、退職年金規程を改訂し、2016年4月1日より適用しております。これにより、未認識過去勤務費用が574,358千円発生しており、一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生した当連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	2,721,787千円
勤務費用	212,786千円
利息費用	40,827千円
数理計算上の差異の発生額	1,251,074千円
過去勤務費用の発生額	574,358千円
退職給付の支払額	△48,497千円
退職給付債務の期末残高	<u>4,752,336千円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	3,160,880千円
期待運用収益	63,218千円
数理計算上の差異の発生額	△173,045千円
事業主からの拠出額	251,189千円
退職給付の支払額	△48,497千円
年金資産の期末残高	<u>3,253,744千円</u>

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	43,303千円
退職給付費用	6,952千円
退職給付の支払額	△5,013千円
退職給付に係る負債の期末残高	<u>45,242千円</u>

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,752,336千円
年金資産	<u>△3,253,744千円</u>
	1,498,591千円
非積立型制度の退職給付債務	45,242千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,543,834千円</u>

退職給付に係る負債	1,543,834千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,543,834千円</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	212,786千円
利息費用	40,827千円
期待運用収益	△63,218千円
数理計算上の差異の費用処理額	△199,146千円
過去勤務費用の費用処理額	19,145千円
簡便法で計算した退職給付費用	6,952千円
その他	<u>1,222千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>18,569千円</u>

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△555,213千円
数理計算上の差異	△1,623,266千円
合計	<u>△2,178,479千円</u>

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△555,213千円
未認識数理計算上の差異	△688,547千円
合計	<u>△1,243,760千円</u>

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	29%
株式	27%
保険資産（一般勘定）	28%
その他	16%
合計	<u>100%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 複数事業主制度

当社が加入していた当厚生年金基金は2016年1月22日付で厚生労働大臣より解散認可を受けております。当基金の解散による追加負担額は発生しない見込みであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取り組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンドであり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2021年4月であります。すべては固定金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されておられません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。(注2) 参照)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,846,883	5,846,883	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,777,331	2,777,331	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,737,729	1,737,729	—
資産計	10,361,944	10,361,944	—
(1) 買掛金	1,095,693	1,095,693	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	5,736	5,736	—
(3) 未払費用	1,209,149	1,209,149	—
(4) 長期借入金	13,042	13,042	—
負債計	2,323,621	2,323,621	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、並びに (3) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金、並びに (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定していますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	265,690
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	191,254
合計	461,945

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,112円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 96円99銭 |

株主資本等変動計算書 (2015年6月1日から2016年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,049,318	1,998,315	552	1,998,867	174,905	8,600,000	793,155
当期変動額							
剰余金の配当							△558,930
当期純利益							1,132,531
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	573,600
当期末残高	2,049,318	1,998,315	552	1,998,867	174,905	8,600,000	1,366,756

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	9,568,061	△1,523,150	12,093,097	577,667	577,667	12,670,764
当期変動額						
剰余金の配当	△558,930		△558,930			△558,930
当期純利益	1,132,531		1,132,531			1,132,531
自己株式の取得		△643	△643			△643
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				△142,401	△142,401	△142,401
当期変動額合計	573,600	△643	572,957	△142,401	△142,401	430,555
当期末残高	10,141,662	△1,523,794	12,666,054	435,265	435,265	13,101,319

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料 移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物 15～50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,758,051株	(注) 495株	一株	1,758,546株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加495株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金	4,500千円
担保に係る債務	
買掛金	9,241千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,870,331千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
金銭債権	47,312千円
金銭債務	132,636千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,360千円
仕入高	1,480,645千円
営業取引以外の取引による取引高	218,301千円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	78,029千円
役員退職慰労引当金	27,313千円
未払事業税	33,245千円
未払社会保険料	28,680千円
投資有価証券評価損	35,751千円
施設利用権評価損	10,313千円
その他	32,522千円
繰延税金資産小計	245,857千円
評価性引当額	50,076千円
繰延税金資産合計	195,780千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△192,098千円
繰延税金負債合計	△192,098千円
繰延税金資産純額	3,682千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2016年6月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が2016年6月1日から2018年5月31日までのものは30.9%、2018年6月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,465千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が12,255千円、その他有価証券評価差額金が10,790千円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ディスク ロージャー・ イノベーション 株式会社	東京都 豊島区	50,000	ネットワーク管理、 文書の電子化等に係 るソフトウェアの開 発と販売	(所有) 直接 100.00	ソフトウエ アの開発・ 保守 役員の兼任	(注2) ソフトウエ アの購入	(注1) 170,732	未払金	(注1) 17,833
							(注2) ソフトウエ アの保守	(注1) 343,640	未払 費用	(注1) 19,910

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) ソフトウエアの購入及び保守については、ディスクロージャー・イノベーション株式会社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,172円04銭
2. 1株当たり当期純利益	101円31銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。